

平成 30 年 7 月 24 日

平成 30 年度積算基準の適用時期について(その2)に係る補足説明

大阪府環境農林水産部で使用する積算基準等の平成 30 年度における適用時期については、「平成 30 年度積算基準の適用時期について(その 2)」でお知らせしたところですが、このうち「農空間整備事業関係 積算基準」の取扱いについては、以下のとおりとしますのでお知らせします。

■ 『土地改良工事積算基準(機械経費)』の適用時期

金抜設計書の積算書鏡の「積算体系年月」が【平成 30 年 9 月】以前となっている場合において、「単価期適用年月」が 7 月、8 月、9 月となっているものについては、『**平成 30 年度** 土地改良工事積算基準(機械経費)』を適用します。

(例) 単価期適用年月:【平成 30 年 7 月】の場合

- ・土地改良工事積算基準(土木工事) → 平成 29 年度を適用
- ・土地改良工事積算基準(施設機械) → 平成 29 年度を適用
- ・土地改良工事積算基準(調査・測量・設計) → 平成 29 年度を適用
- ・土地改良工事積算基準(機械経費) → **平成 30 年度を適用**

問合せ先:

環境農林水産部

検査指導課契約検査 G

電話 06-6941-0351(代表)

内線 2726、2727